

平成23年1月31日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
2月1日より、株式会社みずほ銀行において

プレミアカレンシーM

通貨指定型個人年金保険

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、平成23年2月1日より、株式会社みずほ銀行(頭取:西堀 利、以下「みずほ銀行」)において、**通貨指定型個人年金保険「プレミアカレンシーM」**(*1)を販売開始いたします。

「プレミアカレンシーM」は、外貨建資産で運用する個人年金保険です。

本商品は、運用期間(積立利率保証期間)を3年・5年・6年・10年と複数設定するとともに、運用期間ごとに積立利率を定め、その積立利率により積立金額が増加するしくみの個人年金保険です。そのため、運用期間満了時の外貨建の年金原資額は、契約締結時に確定し、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません(*2)。なお、契約締結時の積立利率は、市場金利の動向に応じてタイムリーに毎月2回(1日と16日)設定されます。

また、本商品は、さまざまな年金原資額の受取方法を設定するとともに、運用期間を短縮して年金支払いを開始させることができる機能なども有しており、お客さまの多様なニーズにきめ細かくおこたえすることができる自在性に富んだ商品となっています。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

*1「プレミアカレンシーM」は、みずほ銀行における「通貨指定型個人年金保険」の販売名称です。

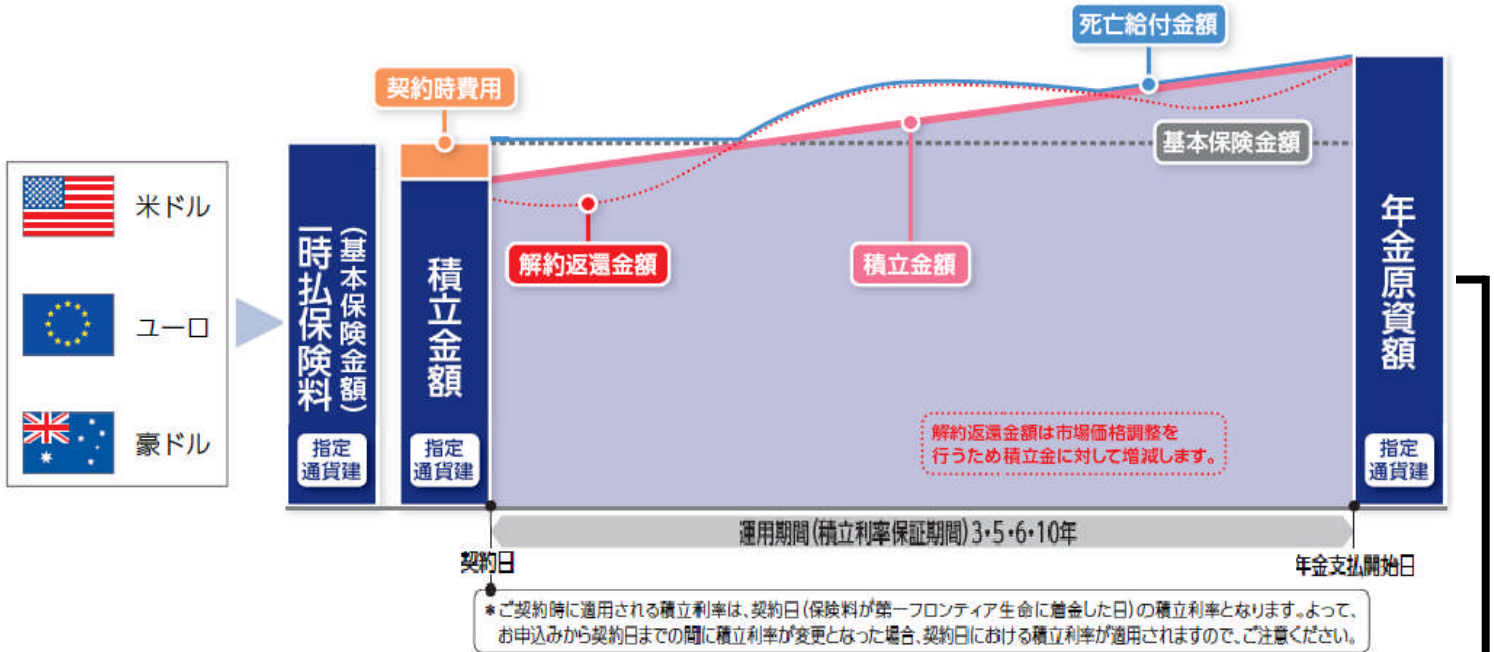
*2為替相場の変動による影響があることから、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額や死亡給付金額は、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

以上

プレミアカレンシーM

通貨指定型個人年金保険

のしくみと特徴



●お受取通貨

ご契約時指定通貨



米ドル



ユーロ



豪ドル

または

円貨支払特約



円

円貨による年金受取の選択は第1回の年金の請求のみに限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、米ドル、ユーロ、豪ドルで受け取ることはできません。

●お受取方法

一括受取

運用期間満了時の年金原資額が受け取れます。

または

年金受取

選択

* 運用期間は3年、5年、6年、10年から選択可能です(ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない期間があります)。

* 適用された積立利率が0.82%以下の場合、解約返還金額は積立金額を超えることはありません。

* 上記のしくみ図は運用期間満了時に積立利率保証期間を更新しない場合のイメージを表したものです。また、将来の死亡給付金額や解約返還金額などを保証するものではありません。

1. 米ドル、ユーロ、豪ドルの中から、いずれかの通貨をご指定いただくことができます。

為替相場の変動により、年金原資額などの受取時円換算額が、一時払保険料相当額の契約時円換算額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

2. 契約時に適用された積立利率(固定利率)による長期運用が可能で、年金原資額をご指定いただいた指定通貨建で契約時に確定します。

目標到達お知らせサービスを希望される場合には、目標値(*3)(110%、120%または130%)を設定していただき、契約日から1年経過以後より、毎月の判定時に目標に到達していた場合、郵送でお知らせいたします。ニーズにあわせて、運用を継続するか、年金で受け取るかお選びいただけます。(*3 目標値は「基本保険金額の円換算額」に対する「解約返還金額(=繰上げ年金開始をする場合の年金原資額)の円換算額」の割合です。)

解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

3. お受取方法は年金受取または一括受取からお選びいただけます。

年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

【主なお取扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	<table border="1"> <tr> <td>米ドル</td> <td>ユーロ</td> <td>豪ドル</td> </tr> <tr> <td>10,000米ドル (1米ドル単位)</td> <td>10,000ユーロ (1ユーロ単位)</td> <td>15,000豪ドル (1豪ドル単位)</td> </tr> </table>	米ドル	ユーロ	豪ドル	10,000米ドル (1米ドル単位)	10,000ユーロ (1ユーロ単位)	15,000豪ドル (1豪ドル単位)						
	米ドル	ユーロ	豪ドル											
10,000米ドル (1米ドル単位)	10,000ユーロ (1ユーロ単位)	15,000豪ドル (1豪ドル単位)												
最高	<p>5億円相当額※ ※第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。 *最高基本保険金額は、同一被保険者について、通算限度があります。</p>													
積立利率保証期間	<p>3年、5年、6年、10年、(1年※) ※積立利率保証期間1年は、更新時のみ選択可能です。 *ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。</p>													
契約年齢	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">積立利率保証期間</th> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>0~87歳</td> <td>0~85歳</td> <td>0~84歳</td> <td>0~80歳</td> </tr> </table> <p>*ご契約時における被保険者の満年齢</p>		積立利率保証期間				3年	5年	6年	10年	0~87歳	0~85歳	0~84歳	0~80歳
積立利率保証期間														
3年	5年	6年	10年											
0~87歳	0~85歳	0~84歳	0~80歳											
年金種類	<ul style="list-style-type: none"> 確定年金(3~7年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年) 死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金 <p>※年金の支払にかえて、年金原資額を一括で受取ることができる制度(年金原資額の一時支払)もあります。</p>													
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> 円貨支払特約 死亡給付金等の年金払特約 													
諸費用	<p>この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。この他に外貨のお取扱いに必要な費用をご負担いただくことがあります。</p> <p><ご契約時></p> <table border="1"> <tr> <td>契約時費用</td> <td>基本保険金額に対して (積立利率保証期間 3年)2.5% (積立利率保証期間 5年)3.5% (積立利率保証期間 6年)4.0% (積立利率保証期間10年)6.0%</td> </tr> </table> <p><積立利率保証期間中> 直接ご負担いただく費用はありません。</p> <p><積立利率保証期間の更新時></p> <table border="1"> <tr> <td>更新時費用</td> <td>積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して (積立利率保証期間 1年)0.2% (積立利率保証期間 3年)1.1% (積立利率保証期間 5年)1.8% (積立利率保証期間 6年)2.1% (積立利率保証期間10年)3.6%</td> </tr> </table> <p><年金受取期間中></p> <table border="1"> <tr> <td>保険契約関係費(年金管理費)</td> <td>受取年金額に対して1.4% (「円貨支払特約」を付加した場合は1.0%)</td> </tr> </table> <p>*年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2010年12月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。</p>		契約時費用	基本保険金額に対して (積立利率保証期間 3年)2.5% (積立利率保証期間 5年)3.5% (積立利率保証期間 6年)4.0% (積立利率保証期間10年)6.0%	更新時費用	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して (積立利率保証期間 1年)0.2% (積立利率保証期間 3年)1.1% (積立利率保証期間 5年)1.8% (積立利率保証期間 6年)2.1% (積立利率保証期間10年)3.6%	保険契約関係費(年金管理費)	受取年金額に対して1.4% (「円貨支払特約」を付加した場合は1.0%)						
契約時費用	基本保険金額に対して (積立利率保証期間 3年)2.5% (積立利率保証期間 5年)3.5% (積立利率保証期間 6年)4.0% (積立利率保証期間10年)6.0%													
更新時費用	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して (積立利率保証期間 1年)0.2% (積立利率保証期間 3年)1.1% (積立利率保証期間 5年)1.8% (積立利率保証期間 6年)2.1% (積立利率保証期間10年)3.6%													
保険契約関係費(年金管理費)	受取年金額に対して1.4% (「円貨支払特約」を付加した場合は1.0%)													

諸費用	<p><「円貨支払特約」により、円貨で年金額などをお受け取りになる場合の費用> 「円貨支払特約」により外貨建の年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨に換算してお受け取りになる際には、下記のとおり円貨に換算する為替レートに為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。対顧客電信売買相場仲値(TTM)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。</p>	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">「円貨支払特約」により、円貨で年金額などを受け取る場合の為替レート</td> <td style="width: 20%;">TTM-50銭</td> </tr> </table> <p>*上記の為替レートは、2010年12月現在の数値であり、将来変更することがあります。</p>	「円貨支払特約」により、円貨で年金額などを受け取る場合の為替レート
「円貨支払特約」により、円貨で年金額などを受け取る場合の為替レート	TTM-50銭	

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

<p>【お客さまが負うリスクについて(損失が生じるおそれ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約、減額または繰上げ年金開始の際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整(※)を行うため、解約返還金額(繰上げ年金開始をした場合の年金原資額)が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。 <p>(※)市場価格調整とは、運用資産(債券など)の価値の変動を解約返還金額に反映させるしくみです。運用資産の市場価格は、契約時点より市場金利が高くなると下落し、市場金利が低くなると上昇します。このため、解約返還金額は、市場金利の状況により増減することとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など(以下「年金原資額など」といいます)がご契約時の為替レートで円換算した年金原資額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
--

<p>【外貨のお取扱いにかかる費用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。 <p>*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。</p>

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用のパンフレット、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を必ずお読みください。またご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

(登)C22F0155(H23.1.27)